

選考試験 専門記述式問題（歴史学芸員（博物館学））

問題 1

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 3 条について、次の問いに答えなさい。

第 3 条第 1 項（抜粋）

博物館は、a前条第 1 項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の（ ① ）を豊富に（ ② ）し、（ ③ ）し、及び（ ④ ）すること。
- 二 分館を設置し、又は（ ⑤ ）を当該博物館外で（ ⑥ ）すること。
- 三 一般公衆に対して、（ ⑦ ）の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 五 （ ⑧ ）の（ ⑨ ）及び（ ⑩ ）等に関する技術的研究を行うこと。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある（ ⑪ ）の適用を受ける（ ⑫ ）について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

第 3 条第 2 項

博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に b（ ⑬ ）を援助し得るようにも留意しなければならない。

- (1) 上記条文の空欄①～⑬に当てはまる語句を、次の(ア)～(ヘ)の中から選択し、記号で答えなさい。なお、解答は重複する場合がある。

(ア)収集	(イ)一次資料	(ウ)収蔵資料	(エ)学習	(オ)活用
(カ)文化財	(キ)分析	(ク)教育普及	(ケ)教養	(コ)研究
(サ)研究資料	(シ)公開	(ス)資料	(セ)整理	(ソ)蓄積
(タ)調査	(チ)調査研究	(ツ)展示	(テ)展示資料	(ト)博物館資料
(ナ)文化遺産	(ニ)管理	(ヌ)保管	(ネ)保存	(ノ)歴史資料
(ハ)文化財保護法	(ヒ)文化財保護条例	(フ)地方自治法	(ヘ)文化財保護法施行令	

- (2) 下線部 a について、この法律の第 2 条第 1 項では博物館は何を目的とする機関であるとしているのか説明しなさい。

- (3) A. 前頁条文の空欄㉓に当てはまる語句を正確に記述しなさい。
- B. 下線部 b について、どのような取組みが考えられるのか、留意点も含めて説明しなさい。

問題 2

国内において新型コロナウイルス感染症が拡大し始めて以降、博物館は様々な制約の中、各館、試行錯誤しながら、運営を続けている。この中でも、インターネット上で展開された「ネット・ミュージアム (デジタル・ミュージアム)」は好評であったようだ。

そこで、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論の観点から、「ネット・ミュージアム (デジタル・ミュージアム)」のメリットや課題等について述べなさい。